

**議案第 2 3 号 三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

1. 改正趣旨

現三田市民病院の跡地活用事業者公募要件に関する事項及び事業者公募選定に関する事項についての調査審議を行う附属機関を設置するため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

2. 関係法令

地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項及び同法第 2 0 2 条の 3 第 1 項

3. 内容

附属機関の追加（第 2 条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長	現三田市民病院跡地活用事業者公募選定委員会	(1) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募要件に関する事項についての調査審議 (2) 現三田市民病院の跡地活用事業者公募選定に関する事項についての調査審議	7 人以内	諮問に係る審議が終了するまで

4. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日